

項 目	海外製造事業者名称変更
<p>1 内容</p> <p>特定電気用品の輸入の事業を行っています。 今般、海外の製造事業者の名称が変更されました。 この場合において、</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 既に提出している届出等の変更が必要ですか。(2) 現在保管している「適合性同等証明書」の複本は引き続き有効ですか。 それとも新名称による「適合性同等証明書」の複本が必要となりますか。	
<p>2 回答</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 「電気用品輸入事業届出書」の記載内容に変更が生じたことから、「事業届出事項変更届出書」の提出が必要になります。(2) (1)の「事業届出事項変更届出書」を提出し、受理されれば、御質問の場合における必要な手続きは終了します。 「適合性同等証明書」の複本は引き続き有効であり、海外の製造事業者の新名称での新たな「適合性同等証明書」の複本は、法令上要求されません。 ただし、新名称による「適合性同等証明書」及び複本の発行は制度上可能なので、貴社において必要なときは、海外の製造事業者に対して要求し、当該海外の製造事業者が既存の「適合性同等証明書」を発行している登録検査機関に求めることとなります。	